

第 16 条 知的財産権—その背景と成果—アクセス権と使用权

16.1 背景及び背景へのアクセス権

受益者は、互いにもしくは他の参加者に対し、付属書 5 に定められる規則のもと、行動¹に必要と認められる背景へのアクセスを与えなければならない。

「背景」とは、その形態・様態（有形であるか無形であるか）に関わらず、知的財産権などの一切の権利を含めた、ノウハウや情報についての、以下の要件に該当する一切のデータを意味する。要件は以下の 2 つである。

- (a) 当該合意に同意する前に受益者が得たもの。
- (b) 行動を実行するあるいは結果を活用するのに必要なもの

もし背景が第三者の権利のもとにある場合、関係する受益者は、その背景が当該合意に定められる義務に適合することを確保しなければならない。

16.2 成果の所有

補助金を与える当局は、当該行動のもとで得られた成果について所有権を有しない。

「成果」とは、それが保護されるあるいは知的財産権を含めたいかなる権利が帰属するに関わらず、データやノウハウ、情報など、有形あるいは無形のあらゆる形態・態様のもので、当該行動による結果を指す。

16.3 政策、情報、コミュニケーション、伝播および周知に係る目的のため受領した原料、文章および情報に対する、補助金与える当局の権利

補助金を与える当局は、行動の間およびその後、センシティブではない、行動に関する情報や、政策、情報、コミュニケーション、伝播および周知に係る目的のため受益者から受領した原料や文書（とりわけ、写真、音声及び映像、紙によるものまたは電磁的方法によるものなどによる、出版物、配達可能な商品その他の商品の概要）に対する権利を持つ。

受益者の材料、文章および情報を使用する権利は、ロイヤルティーフリー、非独占的なもの、および取消しえざる許可のあるものであるとき、充足される。当該権利には、以下のことが含まれる。

(a) 自らの目的（特に、それらを補助金を与える当局またはその他の EU の部門（機関、当局、オフィス、部局など）で働く人員が入手可能にする目的または EU 加盟国の機関・当局のための使用。それらを全体として無制限にコピーまたは複製すること。および情報報道サ

¹ 「行動」とは、この合意のもと金銭的支援を受けるプロジェクトのことである（第 2 条）。

ービスを通じてそれらを通知すること。

(b)公衆への配信（特に紙媒体および電磁的方法による出版、ダウンロードの可否を問わずないインターネットを通じた発表、チャンネルでの放送、公衆への掲示、あるいはプレゼンテーション、情報報道サービスを通じた通知、あるいは広くアクセス可能なデータベースあるいはインデックスへの追加）。

(c)編集あるいは書き直し（文章の縮小、要約、他の要素（メタデータ、説明文、その他の図表、視覚的要素、音声、あるいは文書による挿入）の書き加え、当該文書の一部の抜粋（音声またはビデオファイルによるものなど）、文書の分割、編纂物への使用、などが含まれる。）

(d)翻訳

(e)紙媒体、電磁的方法その他の方法による保存

(f)文書マネジメント規則に適合するかたちでのアーカイブ

(g)補助金を与える当局の情報の必要、伝達、および発表の活動に必要な場合の、第三者に代表権を授与する権利または第三者に(b)(c)(d)および(f)で挙げられた態様の使用に係るサブライセンスを与える権利

(h)受け取った材料、文書および情報を処理し、分析し、集計し、もって派生した物を生み出すこと。

使用する権利は、産業及び知的財産権の関連する限り、すべて充足される。

もし材料または文書が人格権または第三者の権利（知的財産権または自然人の声に対する権利および肖像権も含む）に服する場合、受益者は当該合意に定められる義務を遵守していることを保障しなければならない（特に、必要な免許および関係する権利の保持者からの権利の獲得）。

適当な場所に、当局は以下の情報を挿入する。

“© — [年] — [著作権保持者の氏名]。全て権利は保障される。[当局の名前]のもと免許される。”

16.4 知的財産法、成果、および背景に関する特則

IPR、成果、および背景に関する特則は付属書 5 に記載。

16.5 法令不遵守

もし受益者が当該条文のいかなる義務にも違反した場合、補助金は減額される場合がある（第 28 条参照）。

そのような法令不遵守は、第 5 章に詳述されるその他の措置につながる場合がある。

知的財産権—背景と成果—アクセス権と使用权

定義

アクセス権—成果または背景を使用する権利

伝播—いかなる媒体での科学的出版物を含む、成果を保護し活用して得た成果以外の成果の、適切な方法での公共への開示

活用—製品の開発、創造、製造、およびマーケティングなどの商業的活用、またはサービスの進展、創造、提供、あるいは標準化などの当該行動に係るもの以外の、更なる研究およびイノベーションの中での成果の使用

公平かつ安価な状態—実質のまたは潜在的な成果または背景の価値へのアクセスの要求や、想定される活用の範囲、期間またはその他の特性など、活用の要求の具体的な状況を考慮に入れた、可能な財務条件またはロイヤルティーフリーの状態を含む適切な状態。

公平原則—発見可能性、アクセス可能性、相互運用性、再利用可能性

オープン・アクセス—研究の知的生産物に対する、エンドユーザーへの無料でのオンラインアクセス。

オープン・サイエンス—開かれた協働的作業、手法、知識の普及に基礎を置く科学的手順へのアプローチ。

リサーチ・データ・マネジメント—組織、保管、保護、安全確保、質の保証、持続的識別子 (PIDs) の割り当て、および免許を含めたデータの共有のルールと手続きを含めた研究ライフサイクルの中におけるプロセス。

リサーチ・アウトプット—ソフトウェア、アルゴリズム、プロトコル、モデル、仕事の流れ、電子的帳簿のように、アクセスが科学的出版物、データ、あるいはその他の設計された成果およびプロセスにより得られる成果。

義務の範囲

この章では、「受益者」という語には、(もしあれば) 関連する団体を含まない。

背景に係る合意—規制の関らない背景

受益者は、書面による合意の中において、背景を行動の実行または成果の活用の必要に応じて背景を特定しなければならない。

公募条件が戦略的利益に係る理由のために管理を制限している場合、公募条件に定める適格国または対象国以外の国 (またはその国の事業体) による管理またはその他の制限を受け、

成果の活用に影響を与える（すなわち成果の活用が管理または制限の対象となる）背景は使用してはならず。背景に関する合意において明示的に除外しなければならない（付与機関と別段の合意がある場合を除く）

規制のかからない成果

公募条件が戦略的利益に係る理由のために管理が制限される場合、受益者は、応募条件に定める適格国または対象国ではない国（まてゃその国の事業体）による管理またはその他の制限の対象とならないようにしなければならない。

成果の所有権

成果は、それを生み出した受益者により所有される。

しかし、2またはそれ以上の受益者は、以下の場合共同で成果を所有する。

- ・共同で成果を生み出したとき。
- ・各々での分配を確定すること、または、成果の保護の獲得または維持に適合する目的のためそれを分割することができないとき。

共同所有者は、文面で、当該合意の義務に適合することを保証するために、その分配および共同所有による分配金（共同所有合意）について合意しなければならない。

共同所有合意または資本合意で合意がなされていない限り、各共同所有者は、共同で所有している成果を活用するため（いかなるサブライセンスに対する権利なしに）、非独占的免許を第三者に付与することができる。この時、以下を他の共同所有者から得る必要がある。

- ・少なくとも 45 日前までの通知
- ・公平かつ適切な補償

共同所有者は、書面で、共同所有ではなく他の管理形態を適用すること合意できる。

もし第三者（従業員その他の人員）が成果に対する権利を主張した場合、関係する受益者は、そうした権利は当該合意の義務に適合するかたちで行使されることを保障しなければならない。

受益者は成果の所有者（成果所有のリスト）を最終的な定期報告に記載しなければならない。

成果の保護

補助金制度のもと資金を受けた受益者は、商業的利用の見込み、他の受益者の正当な利益、その他の正当な利益など、関連するすべての検討事項を考慮し、保護が可能で正当化される

場合には、適当な期間、地域を対象として、適切に成果を守らなければならない。

成果の活用

補助金制度のもと資金を受けた受益者は、行動の4年後までに（データシート・ポイント1参照）、移転または免許により、最善の努力をもってその成果を直接にまたは他の機関を用いて間接的に活用しなければならない。

もし、受益者の最善の努力に関わらず成果が行動の後1年以内に活用されない場合、受益者は（補助金を与える当局との書面による合意のない限り）、成果の活用に関心のあるものを見つけるため、ホライズン・リザルト・プラットフォームを用いなければならない。

もし成果が規格に盛り込まれる場合、受益者は（補助金を与える当局との合意がないまたはそれが不可能でない限り）標準化機関に補助金文書（第17条参照）を規格に関連する情報に組み入れるよう問い合わせなければならない。

追加の活用義務

公募条件が追加の活用に係る義務（戦略的資産、利益、自治、安全保障上の理由による参加または支配の制限に関する義務を含む）を課している場合、受益者は、行動の終了後最長4年間はこれを遵守しなければならない（データシート・ポイント1参照）。

公的な緊急事態が発生した場合において追加的な活用義務が課されている場合、受益者は（補助金を与える当局からの要請がある場合）要請で指定された期間まで、係る公的な緊急事態に対処するために成果を必要とし、公正かつ合理的な条件で、得られた製品およびサービスを迅速かつ広範に活用することを約束する法人に公正かつ合理的な条件で、成果に対する非独占的ライセンスを付与しなければならない。この規定は、行為の終了後4年間まで適用がされる（データシート・ポイント1参照）。

標準化に関する追加的な情報提供義務

公募条件が標準化の可能性に関する追加的な情報提供義務を課す場合、受益者は行動終了後4年以内（データシート・ポイント1参照）に、その成果が欧州または国際的標準に寄与すると合理的に予測される場合、その旨を補助金を与える当局に通知しなければならない。

成果の移転および免許

所有権の移転

受益者は、当該合意に定められる義務への適合に影響しないことを前提に、成果の所有権を移転することができる。

受益者は、自らの成果に係る当該合意で定められる義務が、譲受人にも移ることを確保し、また、譲受人はこれ以降の転得者にも同様の義務が移ることを確保しなければならない。

さらに、特に関連する法主体を含む具体的に特定された第三者につき書面で合意していない限り、または、適用可能な法の下で不可能でない限り、アクセス権を有する他の受益者に対して所有権移転の前少なくとも 45 日間（書類でこれより少ない日数を定めた場合はこの限りでない）は、当該移転を通知しなければならない。この通知には、関係する受益者が、そのアクセス権のもとで所有権移転の評価ができるよう、譲受人についての重要な情報を含める必要がある。関係する受益者は、当該所有権移転が自らの権利に悪い影響を与えると示すことができた場合、通知を受けて 30 日以内は（書類でこれより少ない日数を定めた場合はこの限りでない）、当該所有権移転に対し異議を唱えることができる。この場合において、受益者同士での合意に達するまでは、当該所有権移転は実行されない。

免許の付与

受益者は、自らの成果に関して、当該合意に定められる義務に適合するかたちで、免許を独占的なものを含め付与することができる（もしくは、成果を活用する権利を付与することができる）。

成果に対する独占的な免許は、その他の関係する受益者がその権利を放棄した時に限り付与することができる。

補助金を与える当局の、所有権移転および免許に対する異議申し立て権—ホライズン・ヨーロッパ・アクション

ホライズン・ヨーロッパ・アクションの公募条件が所有権移転および免許に異議申し立てを行うことを定めている場合、補助金を与える当局は、行動終了の後 4 日以内（データシート・ポイント 1 参照）に、以下の要件を充たす場合に、所有権移転および成果に関する独占的免許の付与について異議申し立てを行うことができる。

- ・受益者が、補助金の支援によって当該成果を得た場合
- ・所有権移転および免許付与が、ホライズン・ヨーロッパに関与しない EU 域外の国の法主体に対するものである場合
- ・補助金を与える当局が、当該所有権移転および免許付与が、EU の利益に合致しないと考える場合

所有権を移転し、または独占的免許の付与を行おうとする受益者は、その実行の前に公式に補助金を与える当局に通知をしなければならない。加えて、以下のことをしなければならない

い。

- ・関係する具体的な成果を特定する。
- ・所有権の譲受人または免許について、および予定されるまたは潜在的な成果の活用について詳述する。
- ・当該所有権移転および免許付与の、予想される EU への影響、特に競合性、倫理的原則および安全性の適合性についての適切な評価を含める。

補助金を与える当局は、追加情報を要求する場合もある。

もし補助金を与える当局が、所有権移転または免許付与に異議申し立てを行うことを決定したときは、関係する受益者に、通知（あるいは要求した追加情報）を受けてから 60 日以内に公式に通知しなければならない。

以下の場合、所有権移転または免許付与は行われぬ。

- ・上記の期間において、補助金を与える当局が決定を留保しているとき。
- ・補助金を与える当局が異議申し立てを行うとき。
- ・補助金を与える当局が異議申し立てをした際に、状況が適切なものになるまでの間。

受益者は、EU の利益を保護する措置が行われている場合において、具体的に特定する第三者に対し、所有権移転および免許付与についての異議申し立て権を放棄するよう公式に要求することができる。

戦略的評価、自治権、あるいは EU とその加盟国の安全保障上の理由による所有権移転および免許付与の制限

公募条件が戦略的評価、自治権、あるいは安全保障上の理由により参加の制限および管理を定める場合、補助金を与える当局に前もって承認を求め、その承認を得ている場合を除き、受益者は適切でない国あるいは公募条件の目標となる国に設立された（あるいはそうでなくとも、そうした国やそうした国の法主体に管理された第三者）第三者への所有権移転および免許付与を行うことができない。

当局への承認の要求は、以下に適合している必要がある。

- ・関係する成果を特定する。
- ・所有権の譲受人または免許について、および予定されるまたは潜在的な成果の活用について詳述する。
- ・当該所有権移転および免許付与の、戦略的評価、利益、自治権、あるいは EU とその加盟国の安全保障への影響についての適切な評価を含める。

補助金を与える当局は追加で情報を要求することができる。

成果および背景へのアクセス権

アクセス権の行使—アクセス権の放棄—ノー・サブライセンシング

アクセス権の行使およびその放棄の要求は書面で行わなければならない。

アクセス権を付与する受益者との書面による合意がない限り、アクセス権には、サブライセンス権は含まれない。

もし受益者がもはや行動に関与していないのなら、アクセスの許可に係る義務の影響は受けない。

もし受益者がその義務履行に失敗した場合、当該受益者はもはやアクセス権を有さないことに同意する。

行動実行についてのアクセス権

受益者は、背景を持つ受益者が当該合意に同意する前に以下のことをしていない限り、互いに、ロイヤルティーフリーのもとで、行動の下で自らの業務を行うのに必要な背景へのアクセス権を認めなければならない。

- ・他の受益者に対し、当該背景へのアクセスは規制のもとにあると報知している。
- ・他の受益者と、係るアクセスはロイヤルティーフリーの適用外であることを合意している。

受益者は、ロイヤルティーフリーのもとで、行動の中での自らの業務に必要な成果に対する互いのアクセス権を認めなければならない。

成果の活用に対するアクセス権

受益者は、公平かつ適切な状況下で、成果の活用に必要な成果に対する互いのアクセスを認めなければならない。

受益者は、公平かつ適切な状況下で、当該背景を有する受益者が当該合意に同意する前に他の受益者が当該背景にアクセスすることは規制の下にあると報知していない限り、成果の活用に必要な背景に対する互いのアクセスを認めなければならない。

アクセスの要求は、書面による合意のない場合、行動の終了後 1 年以内になされなければ

ならない（データシート・ポイント 1 参照）。

同じ管理にある法主体のアクセス権

受益者による書面で合意がなされない場合、成果および（もしあれば）上記の規制に服する背景へのアクセスは、公平かつ適切な環境下で以下に定める法主体に認められなければならない。

- ・ EU 加盟国またはホライズン・ヨーロッパに関わる国で設立された法主体。
- ・ 他の受益者の直接的または間接的な管理の下にある、もしくは、そうした受益者と同じ直接的または間接的な管理の下にある、あるいはそうした受益者を直接的または間接的に管理している法主体。
- ・ 受益者の成果を活用するのにアクセスを要する法主体。

書面による同意がない場合、そうしたアクセスへの要求は法主体により直接関係する受益者に対し行われなければならない。

アクセスの要求は、書面による合意がない限り、行動終了後 1 年以内（データシート・ポイント 1 参照）に行わなければならない。

補助金を与える当局、EU 機関、当局、オフィスまたは部局および政策的目的のための加盟国当局のアクセス権—ホライズン・ヨーロッパ・アクション

ホライズン・ヨーロッパ・アクションにおいては、補助金を当局から受けた受益者は、補助金を与える当局、EU 機関、当局、オフィスまたは部局に対し、ロイヤルティーフリーのもとで、EU 政策やプログラムを発展させ、実行し、また監視するために、アクセス権を認めなければならない。このアクセス権は、受益者の背景には及ばない。

このアクセス権は、非商業的および非競合的使用にのみ限定される。

クラスター「社会のための市民安全保障」のもとでの行動のため、そのようなアクセス権は、加盟国の当局の当該領域における政策やプログラムを発展させ、実行し、監視するために加盟国当局にも認められる。この場合、アクセスは以下に定められる具体的に定義された相互の合意のもとでなされる。

- ・ アクセス権は、定められた目的にのみ使用される。
- ・ 適切な機密性に係る義務がなされている。

加えて、加盟国当局や EU 機関、当局、オフィスまたは部局（補助金を与える当局も含む）への要求は、他の係る加盟国当局へ報知しなければならない。

追加のアクセス権

公募条件が付加的にアクセス権について定める場合、受益者はこれに従わなければならない。